

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年1月 12 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200319 号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第 2200016 号

第1 結論

昭和 53 年 * 月から昭和 57 年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 * 月から昭和 57 年 5 月まで

請求期間直後に転居した A 市では、国民健康保険の加入手続の際、国民年金の手続を同時にを行うように言われ国民年金に加入したが、請求期間に居住していた B 市において、請求期間の国民健康保険税の納付が確認できる納付書があるにもかかわらず、国民年金の納付記録がない。請求期間を国民年金保険料を納付した期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、請求期間直後に転居した A 市において、国民健康保険の加入手続の際、国民年金の手続を同時にを行うようにと言われ国民年金に加入したことから、請求期間においても国民年金に加入していた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると請求期間は国民年金の未加入期間と記録されており、A 市国民年金被保険者名簿において、取得日は昭和 57 年 6 月 1 日と記録され、オンライン記録の資格取得年月日と一致していることが確認できる。

また、請求者に係る国民年金手帳記号番号払出簿により、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)(*) は、昭和 57 年 8 月 19 日に A 市において払い出されていることが確認できるが、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号の払出事務が必要となるところ、B 市に係る国民年金手帳記号番号払出簿により、請求期間に手帳記号番号が払い出された被保険者の氏名を確認したが、請求者に手帳記号番号が払い出されたことを確認できない上、社会保険オンラインシステムにより、請求者の生年月日、氏名を検索したが、請求者に別の手帳記号番号が払い出された記録は見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間における国民年金の加入手続及び保険料納付について具体的な記憶がないとしている上、B 市は、記録の保存期間を経過しているため資料が残されていないことから、請求者が請求期間に国民年金に加入した記録を確認することはできない旨回答して

いる。

なお、請求者は、B市における昭和57年度の国民健康保険税の納付が確認できる納付書があることから、A市と同様に請求期間に国民年金にも加入していた旨主張しているが、B市は、国民健康保険加入者に対する国民年金の加入の勧奨について、当時の事務を知る者が残っていないため不明である旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間について国民年金に加入していたことをうかがわせる資料及び当該期間の国民年金保険料を納付したこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付したことうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。